

平成28年4月から介護保険制度が一部変更

介護予防サービスの内容が変わります

介護保険制度のうち、これまで全国一律で介護予防給付として行われていた「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」が、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に変わります。ここでは、そのサービスの内容などを紹介します。

問い合わせ 福祉課へ

町独自の介護予防サービスが始まります

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総



あなたに必要な支援を一緒に考えます

合事業）は、65歳以上のすべての人を対象に、町が行う介護予防事業です。これまで全国一律で行っていた訪問介護と通所介護を「訪問型サービス」と「通所型サービス」に変更します。将来的には、高齢者がいつまでも元気に自立して暮らせるように、地域の実情や一人ひとりの状態にあわせた町独自の生活支援サービスなどを加えていきます。

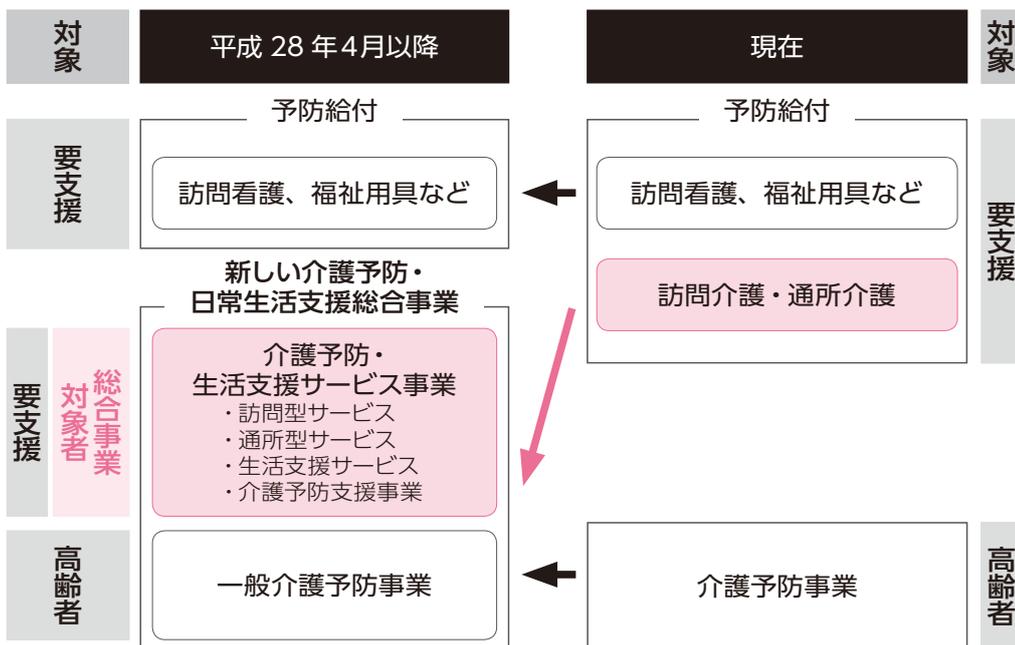
訪問・通所介護の対象者が変わります

これまで訪問介護や通所介護は、要支援認定を受けていなければ利用できませんでした。今後は、要支援認定を受けていなくても、これらのサービスを利用する必要があると町が判断した人も利用できるようになります。（図1）

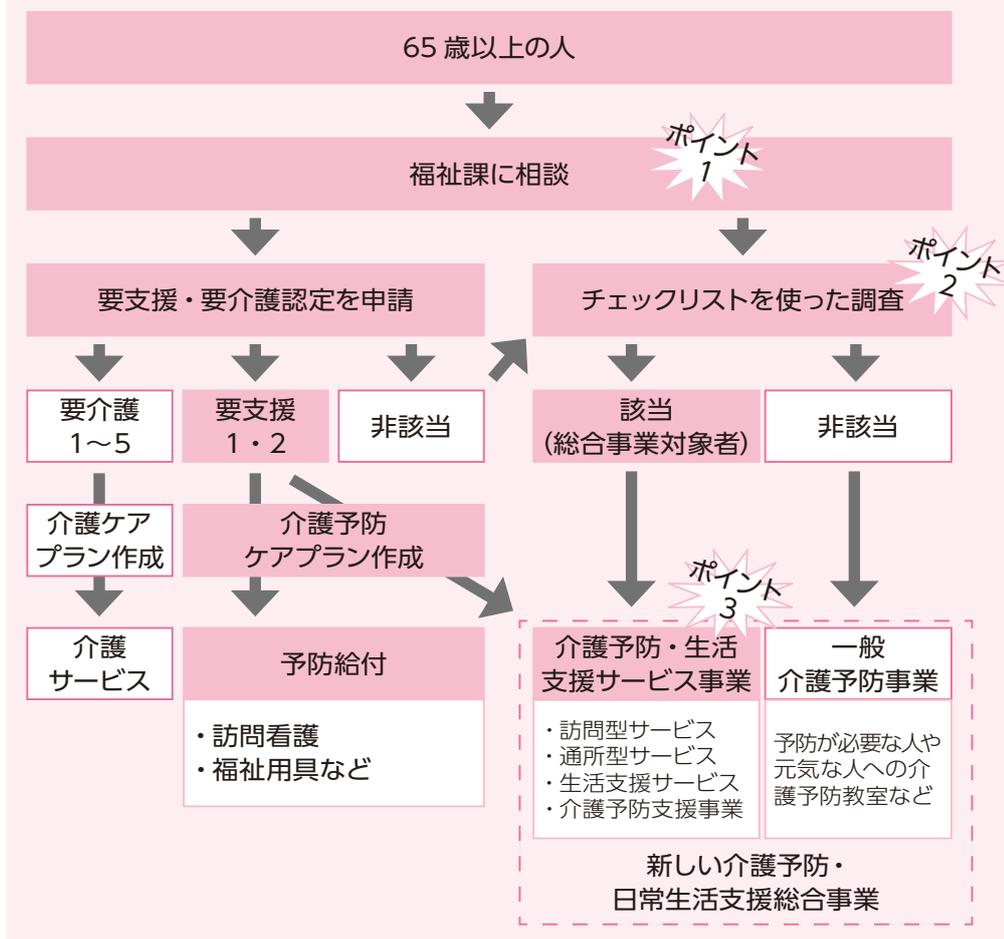
【対象者】
 ○要支援1・2の認定を受けている人
 ○総合事業対象者※詳しくは3ページのQ&Aを見てください

利用者にあつた訪問・通所介護を行います
 入浴介助などの身体的な介護が必要な人などを対象に、利用時間を短縮し、利用料を減らしたサービスを設けます。詳しくは問い合わせてください。

（図1）制度の仕組みとサービスの利用対象者



(図2) サービス利用までの流れ



ポイント1
すでに要支援・要介護認定を受けている人は、担当のケアマネジャーに相談してください。

ポイント2
チェックリストを使って身体状況などを調査し、訪問型サービスや通所型サービスが必要かどうかを判断します。

ポイント3
○訪問型サービスとはホームヘルパーが自宅を訪問して掃除や買い物などを行います。
○通所型サービスとはデイサービス事業所などに通って生活機能を向上させる体操などを行います。

Q&A

サービス利用の疑問を解決!



「総合事業対象者」とはどのような人なの?

町が準備しているチェックリストで、身体機能の低下状況や掃除、買い物、調理などがどのくらいできるかなどを調査します。その結果、訪問型サービスや通所型サービスを利用する必要性が高いと町が判断した人です。

「訪問型サービス」や「通所型サービス」の利用手続き方法は?

手続きの方法は、要支援認定を受けている人と受けていない人で違います。

要支援認定を受けている人

現在の要支援認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。要支援認定の更新時に次のとおり移行しますので、担当のケアマネジャーに相談して

ください。

■訪問看護・福祉用具などを利用する人
要支援・要介護認定が必要のため、認定の更新を申請します。

■訪問型サービス・通所型サービスのみ利用する人
本人の身体状況に応じて、要支援・要介護認定の更新を申請するか、更新せずに総合事業対象者としてサービスを利用するかを判断します。

※現在の認定期間が平成28年3月末・4月末の人は、新しい総合事業への移行は次の更新からとなります

要支援認定を受けていない人

まずは福祉課に相談してください。希望のサービスや本人の身体状況に応じて、要支援・要介護認定の申請または総合事業対象者に当てはまるかどうかの調査を行います。